

高知県公共施設等総合管理計画の概要

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、本県は依然として依存財源に頼らざるを得ない財政構造にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化・多様化していく。
- 余剰スペースの有効活用等、施設全体の最適化を図る必要性がある。

※公共施設等とは…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念

本県の公共施設等の現況

- 県有建築物（行政財産）1,603千㎡
 - 【内訳】公用財産26.7%（庁舎等9.9%、警察施設6.4%など）
公共用財産73.3%（学校38.6%、公営住宅18.5%など）
- インフラ施設等
 - 【内訳】道路、河川・ダム、港湾・海岸、下水道、漁港など
公営企業局施設（工業用水道、発電施設、医療施設）
交通安全施設（交通信号機など）

約半数が建築後30年以上経過している。

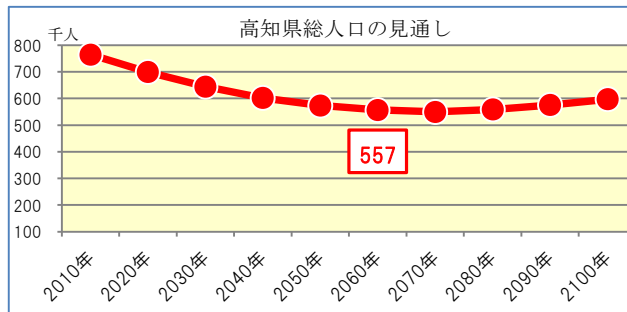
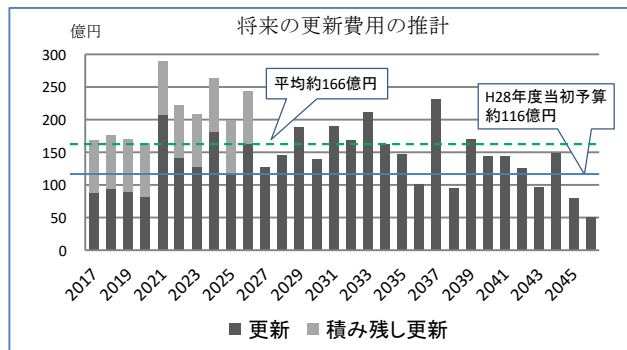
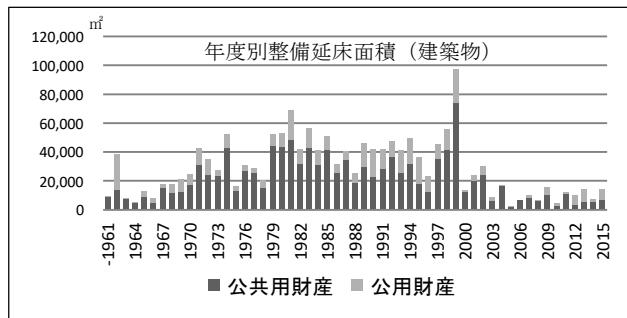
昭和40年代から60年代に建設・整備された施設が多く、今後集中的に大規模修繕や更新の時期を迎える。

建築物の更新費用推計

本県が保有している建築物と同じ量（延床面積）を今後も保有し続けると仮定した場合、今後30年間の更新（建替）に要する費用の総額は4,967億円、1年当たりの平均額は約166億円と推計される。人的にも財政的にも、インフラ施設等を含む全ての施設を同時期に更新することは困難である。

人口推計

2060年（平成72年）本県人口の将来展望を約557千人と見通しているが、今後、人口減少及び年齢構成の変化により公共施設等の利用需要が変化・多様化していくことが予想される。



計画策定の趣旨

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置や有効活用を実現する。

計画の対象施設

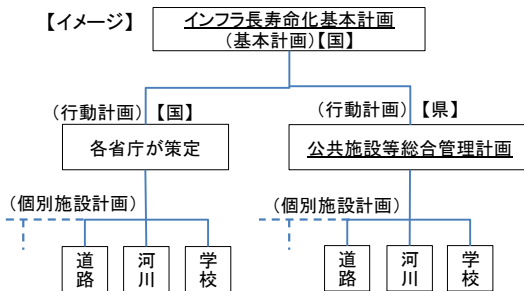
県が保有又は管理する全ての公共施設等

計画期間

平成29年度から平成38年度（10年間）

計画の位置付け

公共施設等を将来にわたって総合的かつ計画的に管理する取組の基本的な方向性を示す計画であり、かつ、インフラ長寿命化計画（行動計画）に該当するもの



公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

目標

- 原則として、今後、各年度末時点の県有建築物(行政財産)総延床面積を、現在計画している事業による増加分を加えた平成28年度末時点の総延床面積を上限として、それ以下に抑制することを方針とする。
- ライフサイクルコストを可能な限り最小化する。

1 点検・診断等の実施方針

■各施設の点検結果を蓄積して老朽化の進行状況を把握することにより、老朽化が深刻な施設を優先して更新する等、人的負担及び費用の平準化に取り組む。

2 維持管理・修繕の実施方針

■部材の悪化等を事前に予測して修繕を行う予防保全の考え方も取り入れた維持管理を進めていく。

3 安全確保の実施方針

■点検・診断の結果、そのままの状態を利用を継続すると利用者に危害を及ぼす可能性がある等、高度の危険性が認められた施設については、速やかに利用を停止した上で必要な修繕・更新等を実施し、利用者の安全を確保していく。

4 耐震化の実施方針

■平成20年度に策定した「県有建築物耐震化実施計画」の対象となった一定規模以上の建築物については、概ね耐震化を完了している。それ以外の平成25年度以降に耐震診断を行った建築物についても、職員が常駐する庁舎等については、耐震化を進めていく。

5 長寿命化の実施方針

■各施設の維持管理を効率的、効果的に進めていく業務サイクル(メンテナンスサイクル)を構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制を一体的に整備することが必要である。このため、各施設の特性や維持管理・修繕・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、施設ごとの個別施設計画を作成する。

6 更新の実施方針(建築物)

■施設の更新に当たっては、①中長期的な必要性②使用していない他の施設の転用③他の施設との集約化又は複合化、若しくは民間施設の賃借④使用しなくなる施設の他用途への転用を検討する。

■また、一定規模以上の施設の更新等については、高知県PPP/PFI導入検討規程に基づき従来手法に優先して検討を行う。

7 有効活用の推進方針(建築物)

■未利用財産について情報を整理した上で公開し、他団体への貸付け等により有効活用を図る。また、行政財産についても余剰スペースの情報を全庁的に共有することで他部門での活用等の有効活用を検討する。

8 統合や廃止の推進方針(建築物)

■本県の人口見通しや財政状況等を考えると、施設の集約化・複合化を推進する必要がある。県民サービスの推進や県民の利便性などに留意しつつ、今後は、県有施設に限らず国、他の地方公共団体及び民間施設等との連携についても検討を行っていく。

■なお、集約化・複合化に伴い廃止となる施設については、公用又は公共用としての活用を再検討した上で売払い等を進め、保有総量の縮小を図る。

9 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■本計画の実施に当たっては、施設類型ごとの個別施設計画を実行する部署との連携だけでなく、営繕・財政・行革担当部署との連携強化が欠かせないため、政策調整会議等を用いて本計画を実施していく。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

■公共施設等を機能や特性に応じて15の類型に分類し、管理に関する基本的な方針を示す。

■施設類型ごとの具体的な管理は原則として個別施設計画(「〇〇長寿命化計画」等、名称は施設類型によって異なる。)を作成して実施する。

建築物

1-1 庁舎等公用財産(本庁舎、農業技術センター等629棟)

⑧ 建築基準法等の規定に基づく法定点検を実施するとともに、その結果を蓄積して各施設の老朽化の進行状況を把握する。

⑨ 公共施設等の保有数量の縮小の観点から、行政施設の集約化・複合化を検討する。
事例:療育福祉センター敷地に中央児童相談所を移転し一体的に整備(H30年度予定)

※各施設類型の方針を一部抜粋

⑤ : 点検・診断の実施方針

⑥ : 安全確保の実施方針

⑦ : 長寿命化の実施方針

⑩ : 統合や廃止の推進方針

⑪ : 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

⑫ : 維持管理・修繕・更新等の実施方針

⑬ : 耐震化の実施方針

⑭ : 有効活用の推進方針

1-2 その他公共用財産(農業大学校、県民文化ホール等492棟)
<p>(安) 文教施設やレクリエーション・スポーツ施設等の一部にある吊り天井については、撤去やネット設置等の安全対策を施す。</p> <p>(統) 利用者数が著しく減少していくような施設については、適宜廃止を含めた今後の対応を検討していく。</p> <p>(長) 事例: 高知市との合築による新図書館として移転(H30)後の現県立図書館跡施設を長寿命化し公文書館(仮称)として活用予定</p>
2 学校(県立学校施設52校)
<p>(長) 平成28年度に、建物や設備の老朽化に伴う様々な問題を是正していくため、高知県立学校施設長寿命化計画を策定することとしている。</p> <p>(統) 統合や廃止等の方針については、県立高等学校再編振興計画及び高知県立特別支援学校再編振興計画に基づき進めていく。</p> <p>(有) 事例: 室戸高等学校グラウンドの一部を保育所の高台移転先として社会福祉法人に貸付</p>
3 公営住宅(県営住宅及び附属する共同施設62団地)
<p>(長) 高知県公営住宅長寿命化計画(2010年3月策定)に基づき適切に実施する。</p> <p>(有) 随時入居者を募集している団地についても、必要に応じて入居要件の見直しを行うなど県民のニーズに合った対応により、引き続き住宅確保要配慮者を対象とした活用とする。</p>
4-1 県職員宿舎(58棟632室)
<p>(有) 部局間使用や市町村等への目的外使用許可により有効活用に努め、あわせて所管換や用途廃止を実施することで、職員住宅の入居率を、平成31年度を目途に80%まで引き上げる。 事例: 3箇所4室を市町村地域おこし協力隊員用住居として活用</p> <p>(統) 入居率が低く、有効活用の取組を実施しても入居率の上昇が見込めないような職員住宅については、廃止し処分することを検討する。</p>
4-2 教育宿舎(117棟471室)
<p>(修)(耐)(統) 耐震化や建替え等については、別途策定している「高知県立学校教職員住宅整備基本計画」に基づき、地域の状況や県立学校再編振興計画等を勘案しながら進めていく。</p> <p>(有) 入居見込みがない宿舎は、管理校と協議のうえ用途を廃止し、他部局へ所管換え、もしくは国や他の自治体に貸し付ける他、使用見込みがないものについては売却することとしている。</p>
5 警察施設(警察本部9施設、警察署14署、警察庁舎3庁舎、交番16箇所、駐在所87箇所、宿舎81棟748室)
<p>(統) 警察署については、16警察署体制から1増5減による12警察署へ3段階で再編する計画を策定し、人口集中が進む高知市及び周辺部の治安水準向上に取り組んでいる。</p> <p>(総) 県全体の総合的な活用に資するよう、知事部局及び教育委員会と職員住宅に係る情報を共有するとともに、未利用県有地の利活用を進める。</p>

インフラ施設等

6-1 道路(舗装延長2,753km、道路標識9,234基、道路照明施設3,984基、道路のり面工・土工構造物2,775km)
<p>(点) 定期点検・診断や簡易点検の日常パトロールを適切に実施し、施設の状態を把握する。</p> <p>(修) 施設の修繕や更新については、予防保全型への転換を進め、緊急性や予算の平準化を考慮のうえ計画的に実施する。</p>
6-2 橋梁(2,586橋)
<p>(点) 簡易点検の日常パトロールに加えて、道路法施行規則に基づき橋梁2m以上の施設を対象に5年に1度の頻度で近接目視による点検・診断を実施する。</p> <p>(耐) 緊急輸送道路や啓開道路上に架かる橋梁等については、優先的に耐震補強を実施する。</p>
6-3 トンネル(205本)
<p>(点) 簡易点検の日常パトロールに加えて、道路法施行規則に基づき5年に1度の頻度で近接目視による点検・診断を実施する。</p> <p>(修) 施設の修繕や更新については、予算の平準化や予防保全型への転換を考慮した長寿命化計画に基づき実施する。</p>
6-4~7 シェッド(47基)・大型カルバート(2基)・横断歩道橋(10橋)・門型標識(29基)・道路情報提供装置(35基)
<p>(点) 簡易点検の日常パトロールに加えて、道路法施行規則に基づき5年に1度の頻度で近接目視による点検・診断を実施する。</p> <p>(修) 施設の修繕や更新については、予算の平準化や予防保全型への転換を考慮した長寿命化計画に基づき実施する。</p>
7-1 河川(県管理河川101水系、河川数666、河川延長3,036km、水門・排水機場48施設、樋門・樋管200施設、陸閘51施設、堤防・護岸541km)
<p>(点) 河川堤防については随時、河川巡視員によるパトロールに加え、築堤区間、重要水防区域を中心に、また水門、樋門・樋管、陸閘等の巡視点検を実施し健全度を診断する。</p> <p>(長) 施設を構成する機器について、保全方法を『予防保全』、『事後保全』に分類し、その機器を効率的に運用するために最適な長寿命化計画を策定する。</p>
7-2 ダム(河川管理ダム6基)
<p>(点) 3年に1回以上の頻度でダム管理者以外の専門家等による「定期検査」を行い、ダム施設及び貯水池の機能が良好な状態に保持されているかを確認し、その検査結果を踏まえ、必要に応じて、日常点検の点検項目・頻度等の見直しを行う。</p>

<p>8 砂防(砂防施設2,163、地すべり防止施設(土木部所管85箇所、農業振興部所管55箇所、林業振興・環境部所管635箇所)、急傾斜地崩壊対策施設1,201箇所)</p>
<p>(点) 国が策定した「砂防関係施設点検要領(案)」等に基づき、定期点検を実施する。 (長) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の個別施設計画の策定を行い、予防保全型維持管理を実施する。</p>
<p>9-1 港湾(港19、係留施設250、外郭施設322、水域施設184、臨港交通施設185)</p>
<p>(点) 施設に発生する変状を効率的に把握するために、施設の竣工直後等に初回点検を行い初期状況を把握したのち、年1回の日常点検、5年毎の一般定期点検を実施する。 (長) 平成29年度には、維持管理計画未策定である309施設のうち、62施設の計画を策定し、残りの施設についても順次策定を行う。</p>
<p>9-2 海岸(護岸・堤防224.5km、離岸堤142基、突堤57基)</p>
<p>(点) 巡視(パトロール)を行い、防護機能に影響を及ぼすような変状等を確認する。また、5年に1回程度の割合で、全てのスパン毎に目視、計測による定期点検を行い、変状現象の程度と健全度を評価するとともに、定量的に記録する。</p>
<p>10-1 都市公園等(県立都市公園11施設、室戸体育館、池公園)</p>
<p>(修) 健全な公園運営に必要な日常点検業務や保守修繕業務は既に実施されており、従来の管理業務を継続するとともに、計画的な補修・更新を図り、その上で公園利用者の声が確実に補修や改築に反映されるような維持管理に努める。</p>
<p>10-2 下水道(高須浄化センター)</p>
<p>(長) 高須浄化センター内で主要な設備である、水処理施設、汚泥処理施設に係る長寿命化計画は既に策定済みであり、順次更新しているが、今後は中長期的な老朽化対策や予算平準化の必要性を鑑み、処理場及び管渠を含む施設全体にわたる長寿命化計画である、ストックマネジメント計画を平成32年度までに策定する予定である。</p>
<p>11 漁港(27漁港)</p>
<p>(点) 効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新(長寿命化)を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施する。機能診断結果に基づき平成29年度までに機能保全計画を策定し、機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う。</p>

<p>12 魚礁(表層型浮魚礁15基、中層型浮魚礁82基、沈設魚礁125工区)</p>
<p>(点) 魚礁管理計画に基づき点検・診断等を実施する。特に、船舶航行上の安全を確保することを基本として定期点検を実施し、定期的な点検や直接点検ができない部分については、陸上監視設備の点検やソナー等を用いた調査を実施する。</p>
<p>13 治山(9,400箇所)</p>
<p>(長) 平成32年度までに、林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)及び治山施設における個別施設計画策定のためのガイドラインに基づいた治山施設個別施設計画を策定し、県下の治山施設の健全度、施設周辺の森林現況等を把握し、定期点検の実施に向けて取り組んでいく。</p>
<p>14-1 工業用水道(鏡川工業用水道、香南工業用水道)</p>
<p>(点) 電気事業法に基づき定められた保安規程により作成した点検基準表に従い、外観点検・精密点検等を確実に実施し、管理値との比較や分析を行うとともに、その結果を記録保存する。 (修) 修繕・更新や日常の保守点検等は、工業用水道事業長期修繕改良工事計画及び点検基準表に基づき実施のうえ、その内容を記録保存する。</p>
<p>14-2 発電(水力発電所3施設、風力発電所2施設)</p>
<p>(点) 電気事業法に基づき定められた保安規程により作成した点検基準表に従い、外観点検・精密点検等を確実に実施し、管理値との比較や分析を行うとともに、その結果を記録保存する。 (修) 修繕・更新や日常の保守点検等は、電気事業長期修繕改良工事計画及び点検基準表に基づき実施のうえ、その内容を記録保存する。</p>
<p>15 医療施設(あき総合病院、幡多けんみん病院)</p>
<p>(安) 点検・診断等により修繕が必要な箇所を把握した際には、優先順位をつけて適切な対応を図るとともに、必要に応じて緊急的な修繕を行うなど、常に利用者の安全確保を念頭に置いた対応に努める。</p>
<p>16 交通安全施設(交通信号機約1,500基、交通管制機器一式、交通監視用テレビカメラ40基、交通情報板33本、可変式標識約160面、固定式標識約6,500枚)</p>
<p>(耐) 地震や津波等による浸水に備えるため、老朽化したコンクリート柱の鋼管柱への取替えや、腐食した信号機や標識板を更新するほか、信号制御機の高所設置等を推進する。 (長) 定期点検において信号柱や標識板の劣化状況を把握することにより、メンテナンスサイクルを見越した適切な時期に修繕や補修を行い長寿命化を図る。</p>